

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、クレーム処理業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、業務中にガラス張りのドアに気付かず頭から衝突して負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、同日、C医療機関に受診し「頭部外傷、左前腕打撲・挫創」等と診断され、同月中○回、同医療機関で通院加療を受けて以降、同年○月末までの間は通院することなく就労を行った後、同月末に退職し、同年○月中は通院せずに自宅で療養していた。

同年○月○日、請求人は、D医療機関に受診し「両下肢痛、両下肢しびれ、右手指しびれ感」と診断されるとともに、同年○月○日以降、再度、C医療機関に通院したほか、同月○日、E施術機関に受診し加療を受けた。

- 3 本件は、請求人が、○年○月分の治療費に係る療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給する旨の処分をしたが、請求人が同年○月○日から同年○月○日までの期間に係る休業補償給付及び同年○月○日から○月○日までの期間に係る療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件災害との因果関係が認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人の○年○月○日以降の休業及び同年○月○日以降の療養が、治癒後のものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人は、主治医から治すためには治療を続けるよう言われており、業務上の傷病と認められるべきであると主張するので、以下検討する。

(1) ○年○月○日の再診について、F医師は、○年○月○日付け診断書において、要旨、「頸椎X-P所見にてC6-7間の脊柱管の狭みあり、頸椎CT所見にてC6-7間の脊柱管の棘突起による圧排所見が散見され、これにより頸部痛、手のしびれが起きたものと考えられ、これも本件災害での受傷によるものと考えられる。」と述べ、請求人の症状は本件災害での受傷によるものであるとしている。

(2) ○年○月○日に診療したG医師は、○年○月○日監督署受付の意見書において、要旨、「外傷の病歴も受診時はなく、頭蓋内病変を疑う所見に乏しく、本件災害で発症したものか判断困難である。」と述べ、請求人の症状は本件災害での受傷によるものか、判断できないとしている。

(3) H医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「受傷時の頸椎単純X-Pは、アライメントは軽度の前弯カーブが保たれており、C6-7に軽度の椎間板変性の所見はあるが、良好であり、外傷性の所見とは認められない。頸椎CT検査では、骨折等認められず、棘突起後方から脊柱管を圧排しているような所見はすべての頸椎において認められない。これらの画像所見と、頸部痛

や右手のしびれ等の症状とは一致しない。また、請求人は、○年○月には一度も受診歴がなく、就労もしていることから、急性期の症状は治まっていると判断され、経過観察期間を加味しても、治癒日は○年○月末頃と推察され、同年○月○日以降の症状については、診療中断期間があり、○年○月○日以降の療養と本件災害による負傷に関連性があるとは認められない。」と述べており、I 医師も、○年○月○日付け意見書及び同日の意見聴取において、要旨、「画像上所見はなく、○年○月以降の療養と本件災害による負傷との関連はないと考えられる。」と述べている。

以上のように、医師の見解が分かれていることから、当審査会でも、改めて画像を精査したところ、C 6－7の椎間板変性は外傷によるものとは考えられず、H 医師及びI 医師の意見は妥当であると判断するものであり、請求人の本件災害による傷病は○年○月末頃には治癒したものと判断する。

- (4) そうすると、請求人の本件災害による傷病は○年○月末頃には治癒したものと認められることから、当審査会としては、請求人の同年○月○日以降の休業及び同年○月○日以降の療養は、治癒後のものであると判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。